

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県農業総合センター農業短期 大学校規則の一部を改正する規則	二二六	○土地改良区の定款の変更を認可し た件二件	二二三
○福島県県営住宅等条例施行規則の 一部を改正する規則	二二九	○公金の収納の事務を委託した件	二二三
○指定金融機関等の名称、位置並び に収納及び支払の事務の取扱範囲 を定める規則の一部を改正する規 則	二三〇	○電線共同溝を整備すべき道路とし て指定した件	二二三
告 示		○土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域を指定する件	二二三
○公印を改刻しその使用を開始する 件	二三〇	公 告	
○大規模小売店舗立地法第六条第二 項の規定により変更の届出があつ た件四件	二三〇	○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があつた件	二三四
○大規模小売店舗の変更の届出につ いて意見があつた件	二三〇	○特定非営利活動法人の定款の変更 の認証の申請があつた件三件	二三五
		○都市計画の変更に係る関係図書 写しの送付を受けた件	二三五
		福 島 県 人 事 委 員 会	
		○職員の給与の支給に関する規則の 一部を改正する規則	二三五

規 則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則、福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第五十二号

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則(昭和六十二年福島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」を「第二十四条」に改める。
第十三条の九の次に次の一条を加える。

(修了証明書等の交付)

第十三条の十 条例第二十三条第一項の修了証明書又は成績証明書の交付を受けようとする者は、修了証明書等交付申請書(様式第十三号)を校長に提出しなければならない。

第十九条中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改める。

第二十一条中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改める。

第二十三条中「様式第十五号」を「様式第十六号」に改める。

様式第十五号を様式第十六号とし、様式第十四号を様式第十五号とし、様式第十三号を様式第十四号とし、様式第十二号の次に次の一様式を加える。

様式第13号(第13条の10関係)

修了証明書等交付申請書

福島県農業総合センター農業短期大学校長

農学部 科(修了年度) 年 月 日
住所 申請者 氏名 年度)
④

下記の証明書の交付を申請します。

- 1 修了証明書 通
- 2 成績証明書 通

記

福島県収入証紙
(消印しないこと。)

- 備考
- 1 必要な証明書の番号を○印で囲み、必要通数を記入すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

(農業担い手課)

福島県規則第五十三号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（家賃等の証明）

第三十九条 条例第六十七条第一項に規定する県営住宅、特別県営住宅又は準県営住宅の入居者又は入居していた者は、県営住宅等家賃等証明書交付申請書（様式第二十四号）を知事に提出しなければならない。

2 条例第六十七条第四項の規定による県営住宅等家賃等証明書交付手数料の全部の免除は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第七条本文の規定に基づく申請のために条例第六十七条第一項に規定する証明書の交付を受けようとする場合に行うものとする。

様式第二十三号の次に次の一様式を加える。

様式第24号（第39条関係）

県営住宅等家賃等証明書交付申請書

福 島 県
収 入 証 紙

福島県知事

申請者 住所 氏名

印

下記により県営住宅等家賃等証明書を交付してください。

1 申請の理由

2 証明を求めらるる事項

入居している（入居していた）県営住宅等	県営住宅 特別県営住宅 準県営住宅	団地	棟	号室
家賃月額	円（ 年 月 日現在）			
駐車場使用料月額	円（ 年 月 日現在）			
入居年月日等	年 月 日			
退去年月日等	年 月 日			
家賃等の免除等	有 ・ 無 （ ）			
その他				

備考

- 1 家賃等の免除等の欄は、該当する事項を○印で囲み、家賃等の免除等の内容を記入すること。
- 2 その他の欄は、その他に証明を求めらるる事項がある場合には、当該証明を求めらるる事項を具体的に記入すること。
- 3 福島県営住宅等条例第67条第4項の規定に該当する場合は、福島県収入証紙の貼付を要しない。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

密 印

年 月 日

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

(建築住宅課)

福島県規則第五十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行仙台卸町支店の項中「株式会社東邦銀行仙台卸町支店」を「株式会社東邦銀行仙台支店」に改める。

別表第二株式会社荘内銀行の項中「イオン郡山支店」を「郡山支店」に改め、同表株式会社福島銀行の項中「郡山営業部さくら通出張所」を削る。

附則

この規則中別表第二の改正規定は平成二十三年七月一日から、別表第一の改正規定は同月十一日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第三百十六号

公印を次のように改刻し、平成二十三年六月二十八日その使用を開始する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

職印

番号	公印の名称	印	公印管理者
24の2	福島県現金取扱員印(福島県相馬馬港湾建設事務所用)		福島県相馬馬港湾建設事務所 の福島県現金取扱員

(文書法務課)

福島県告示第三百十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年六月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時(ただし、年間六十日午前八時)

(変更後) 午前九時(ただし、年間八十日午前八時)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 構内駐車場及び屋内駐車場

午前八時三十分から午後十一時三十分まで(ただし、年間六十日午前七時三十分から午後十一時三十分まで)

隔地駐車場(一)及び隔地駐車場(二)

午前八時三十分から午後十時まで

(変更後) 構内駐車場及び屋内駐車場

午前八時三十分から午後十一時三十分まで(ただし、年間八十日午前七時三十分から午後十一時三十分まで)

隔地駐車場(一)及び隔地駐車場(二)

午前八時三十分から午後十時まで

三 変更しようとする年月日

平成二十三年七月一日

四 届出年月日

平成二十三年六月十四日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年六月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか

二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前九時(ただし、年間二日午前八時)
(変更後) 午前九時(ただし、年間八十日午前八時)
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前八時から午後十一時三十分まで(ただし、年間二日午前七時から午後十一時三十分まで)
(変更後) 午前八時から午後十一時三十分まで(ただし、年間八十日午前七時から午後十一時三十分まで)

三 変更しようとする年月日
平成二十三年七月一日

四 届出年月日
平成二十三年六月十四日

五 届出をした者
イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年六月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか

二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) (ショッピングセンター棟) 午前九時(ただし、年間六日午前八時)
(変更後) (ショッピングセンター棟) 午前九時(ただし、年間八十日午前八時)
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 平面駐車場(一) 午前八時三十分から午後十一時三十分まで(ただし、年間六日午前七

時三十分から午後十一時三十分まで)

平面駐車場(一)
午前八時二十分から午後十一時三十分まで(ただし、年間六日午前七時三十分から午後十一時三十分まで)

屋上駐車場
午前八時三十分から午後九時四十分まで
立体駐車場
午前八時二十分から午後十一時三十分まで

(変更後) 平面駐車場(一)
午前八時三十分から午後十一時三十分まで(ただし、年間八十日午前七時三十分から午後十一時三十分まで)
平面駐車場(二)
午前八時二十分から午後十一時三十分まで(ただし、年間八十日午前七時三十分から午後十一時三十分まで)

屋上駐車場
午前八時三十分から午後九時四十分まで
立体駐車場
午前八時二十分から午後十一時三十分まで

三 変更しようとする年月日
平成二十三年七月一日

四 届出年月日
平成二十三年六月十四日

五 届出をした者
片倉工業株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年六月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七ほか

二 変更しようとする事項

- 1 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前八時三十分から翌日の午前零時十五分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時まで

三 変更しようとする年月日

平成二十三年六月十八日

四 届出年月日

平成二十三年六月十六日

五 届出をした者

マックスバリュ南東北株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年六月二十八日から同年七月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課商工労働班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、南相馬土地改良区から平成二十三年六月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第三百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、愛谷堰土地改良区から平成二十三年五月六日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月二十日認可した。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第三百二十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

名	称	所	在	地
双葉地方森林組合		双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地の一		

三 収納の事務を委託する期間

平成二十三年六月一日から平成二十四年三月三十日まで

(林業振興課)

福島県告示第三百二十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路	線	名	区	間
県道須賀川二本松線			須賀川市大町三〇〇番地先から同市大町二四四番二地先までの上り線	
			須賀川市大町一九六番二地先から同市大町二四三番二地先までの下り線	

(道路計画課)

福島県告示第三百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 土砂災害警戒区域

若宮1号	水野谷	小島	天神川	棚	羽黒	寿金沢	三函	日渡2号	天王崎	石村沢	湯川原1号	下夕平2	下夕平1	小谷川端	区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
二本松市太田字若宮	同 市常磐水野谷町千代鶴	同 市内郷小島町竹ノ内	同 市高倉町鶴巻	同 市小名浜住吉字棚	同 市平上平窪字羽黒	同 市平鎌田字寿金沢	同 市常磐湯本町三函	同 市常磐湯本町日渡	いわき市常磐湯本町天王崎	堀 同 市門田町大字面川字館	同 壇ノ下 市大戸町大字芦ノ牧字	同 下夕平 市大戸町大字芦ノ牧字	同 下夕平 市大戸町大字芦ノ牧字	会津若松市大戸町小谷川端			急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

小谷川端	区域名	区 域	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
会津若松市大戸町小谷川端					
成田町一丁目	同 市成田町一丁目	同	急傾斜地の崩壊		
切田2	同 郡同 村大字永田字切田	同	土石流		
大石	同 郡同 村大字上蓬田字大石	同	土石流		
入山	同 郡平田村大字小平字入山	同	急傾斜地の崩壊		
猫啼沢	同 郡同 町字猫啼	同	土石流		
当町	石川郡石川町字当町	同	急傾斜地の崩壊		
下山	同 郡南会津町下山	同	地滑り		
アクト沢	同 郡同 村字下ノ台	同	土石流		
下ノ台	南会津郡檜枝岐村字下ノ台	同	急傾斜地の崩壊		
月館	伊達市月館町月館	同	急傾斜地の崩壊		
柳田	南相馬市小高区女場字柳田	同	急傾斜地の崩壊		
石田3	同 市船引町船引字石田	同	土石流		
寺下1号	同 市都路町古道字寺下	同	急傾斜地の崩壊		
中作	田村市都路町岩井沢字中作	同	急傾斜地の崩壊		

柳田	石田3	寺下1号	中作	成田町二丁目	若宮1号	天神川	搦	羽黒	寿金沢	三函	日渡2号	天王崎	石村沢	湯川原1号	下夕平2	下夕平1
南相馬市小高区女場字柳田	同 市船引町船引字石田	同 市都路町古道字寺下	田村市都路町岩井沢字中作	同 市成田町一丁目	二本松市太田字若宮	同 市高倉町鶴巻	同 市小名浜住吉字搦	同 市平上平窪字羽黒	同 市平鎌田字寿金沢	同 市常磐湯本町三函	同 市常磐湯本町日渡	いわき市常磐湯本町天王崎	同 市門田町大字面川字館堀	同 市大戸町大字芦ノ牧字壇ノ下	同 市大戸町大字芦ノ牧字下夕平	同 市大戸町大字芦ノ牧字下夕平
急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

月館	伊達市月館町月館	急傾斜地の崩壊
下ノ台	南会津郡檜枝岐村字下ノ台	急傾斜地の崩壊
アクト沢	同 郡同 村字下ノ台	土石流
当町	石川郡石川町字当町	急傾斜地の崩壊
猫啼沢	同 郡同 町字猫啼	土石流
入山	同 郡平田村大字小平字入山	急傾斜地の崩壊
大石	同 郡同 村大字上蓬田字大石	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）
 （砂防課）

公 告

公告第百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
 平成二十三年六月十七日

二 名称
 特定非営利活動法人役立ちや

三 代表者の氏名
 角田 正広

四 主たる事務所の所在地
 郡山市安積町荒井字東前田三十番地

五 定款に記載された目的
 この法人は、福島県内の飲食業、ホテル旅館業、社会福祉施設、医療施設、介護施設、養護施設等に対して、生産会社が出す規格外品、B級品、不動産在庫品、印刷ミス

品等を協力的に上記対象者に提供し、県内地域の活性化と実務職員を六十歳以上の年齢に限定することによって、雇用の促進に協力することを目的とするものである。

(文化振興課)

公告第百十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月十六日

二 名称

特定非営利活動法人SWEELL・IN・FUKUSHIMA

三 代表者の氏名

穴澤 由美

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市笹谷字横道一番地の十三

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や不登校児等に対して、教育、就労支援、生活支援に関する事業を行い、生涯生活を豊かに過ごすことが出来るようにすることを目的とする。

(文化振興課)

公告第百十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月十六日

二 名称

特定非営利活動法人シャローム

三 代表者の氏名

大竹 静子

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市松川町字東原十七番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、障がいの有無に関わりなく、「共生」をテーマに、社会福祉、まちづくり等の実践や政策提言に関する事業を行い、新しい共生社会の構築に寄与することを目的とする。

公告第百十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月二十日

二 名称

特定非営利活動法人環境修復再生機構

三 代表者の氏名

落合 良二

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市中町四番二十号みんゆうビル二〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、「廃棄物埋立地・場所を環境汚染地として後世に残さない」、「埋立廃棄物の管理と可能な循環的利用を図る」の理念で、環境の保全を促進する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、矢吹町から県南都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

福島県人事委員会

福島県人事委員会規則第十五号

委員長 大須賀 美智子

職員の給与の支給に関する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の二中「一種又は二種の区分の特別調整額の支給を受ける」を「区分が一種又は二種である職を占める」に改め、「派遣職員（「及び公益的法人等派遣職員をいう。」以下同じ。）」を削る。

第三十三条の三中「派遣職員」を「外国機関等派遣職員」に改め、同条第一号中「一種の区分の特別調整額の支給を受ける」を「区分が一種である職を占める」に改め、同条第二号中「二種の区分の特別調整額の支給を受ける」を「区分が二種である職を占める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十三年六月一日から適用する。

（採用給与課）